

●「平成度 16 年一般会計補正予算案」について

今回の補正は、事業費の確定や国の補正に対応するものがおもになっておりますが、歳入の中で、財政調整に活用可能な基金からの取り崩しを 310 億円予定していたものを基金に 193 億 1900 万円積み戻して、新たに「地域再生事業債」を 58 億円起債するというものも含まれています。

私は、起債の全てが悪であると言っているわけではありません。本県のように財政のきびしい中で、総務省がその対策として示している措置を適切に活用することも必要です。「地域再生事業債」というのは、地方交付税の代替的な側面をもっています。しかし、自治体の借金であることに変わりはありませんから、あくまでも、厳しい財政事業のもとで住民に必要な事業を行うための財政努力、つまり、できるだけ一般財源を住民の福祉やくらしに活用するためという視点をしっかりと押さえて対応することが大切です。県民にとって不用不急な事業は行わないのが大前提です。

ところが、その不用不急の事業、県民のくらしにとって本当に必要かどうか定かでない、反対世論も強く起こっている人工島建設や志布志港新若浜地区の整備事業、名瀬市のおがみ山バイパスや和光バイパスなどは、多額の事業費を費やして行われています。

そして、その一方で、一般会計の 39 億 7900 万余円の減額補正の中に、県民のくらしや福祉にとって必要な事業費の縮小が含まれているのではないかと危惧されます。

ここでは、2 点について、問題点を指摘いたします。

その一つは、土木部の設計単価調査費の減額であります。2,650 余万円が約半分の 1,380 余万円に減額されております。これは、公共事業の設計単価を定めるための実態調査に要する経費であります。今年度は単価の変動が大きく無かったということで、通常年に 2 回していたものを 1 回だけにしたための減額となっています。この公共事業の設計単価の問題では、わが党は以前からその問題点を指摘しておりますが、たとえば労務単価について、職種ごとに単価が定められており、1 日あたり特殊作業員 20,200 円、普通作業員が 14,700 円、軽作業員が 10,300 円などという単価になっています。しかしながら、実際の労賃は、この半分からよくても 7 割程度が実態です。この実態調査が現場の実態を本当につかんだものになっているのかはなはだ疑問です。

これは、資材単価についても同様であります。わが党に寄せられた建設土木会社の現役の現場監督からの告発によると、「2004 年 4 月よりコンクリート 2 次製品の設計単価が平均 17～18%上がっているが、実勢単価（市場単価）は上がっていない。領収書や請求書の操作が行われている。」として、実勢価格調査の在り方の問題点を指摘しています。

労務単価にしても、資材単価にしても、この実態調査に基づいて設計単価が決められ、その積算

で予定価格が決まり、その元で入札が行われていることを考えれば、県としては、実際の労賃の引き上げのための努力と共に、調査の在り方を抜本的に改善して実態を的確に調査し、設計単価を実態に即したものにしていける必要があります。そのためにも、この事業は、減額ではなく、必要な予算を確保すべきであります。

もう1つは、商工観光労働部の職業能力開発校費が総額9,500万円の減額となっている点です。これらは、実施人員が見込みより少なく、その分の訓練手当支給が減額となったものなどですが、果たして本当にニーズがなかったのかきわめて疑問であります。今、中高年や障害者の雇用情勢の大変な厳しさを考えたとき、これらの事業は大変有効で必要な事業であり、これらの事業を必要としている人たちのために、十分な周知徹底がなされていたのか疑問をもたざるをえません。今こそ、ハローワークとも十分に連携をとり、これらの事業の活用と拡大すべきです。

以上の理由から、本議案に賛成できないものであります。

●議案第4号「県港湾整備事業特別会計補正予算」と第10号「土木その他の建設事業の市町村負担額について議決を求める件」について

これらの中には人工島建設事業費と志布志港新若浜地区の整備事業費が含まれております。

人工島についての鹿児島市の負担は、今年度の1億7,360余万円を加えるとこれまでで約23億1,700万円にものぼります。内約72%の16億5,800万円は起債によるものです。

同様に、志布志港の整備事業についても志布志町の負担は今年度新たに2億9,975万円が加わって、総額約23億4,200万円となり、志布志町の財政を大きく圧迫しています。

一般質問でも申し上げましたが、社会・経済情勢の大きな変化、そして、県財政の非常事態の中で、これらの事業が、県下の自治体やその住民に多大な負担をかけながら推進すべき事業であるのか、はなはだ疑問であります。

以上の理由から、本議案に反対するものであります。

●議案第11号から15号までについて

これらは、いずれも市町村合併についての議案であります。

毎回申し上げておりますが、わが党は、市町村合併について全面的に否定するものではありません。現在全国に、日本共産党員の首長が3市9町1村にありますが、その中で、兵庫県の南光町や出石町は、現在合併に向けて準備を進めております。南光町では、住民説明会を行い、住民投票を行いました。そして、住民の意思に基づき、合併の準備が進められ、その中で、国保税や介護保険料や保育料などをはじめとする様々な住民サービスや住民負担について、具体的な金額も示され、新しいまちづくりの協議が行われています。

反対の理由の第1は、本県で、すすめられている市町村合併は、残念ながら、真に住民の意思に基づいたものとなっておらず、合併によって住民サービスや住民負担がどのように変化するのかは検討が先送りになり、住民に明らかにされないまま、進められているという点です。

今回の議案にある、新しく設置するとされる日置市、霧島市、曾於市、鹿屋市、肝付町の中の20自治体の中で、実際に住民投票でもって住民の意志の確認が行われたのは、溝辺町と隼人町だけでした。輝北町や串良町で行われた住民投票は、実際に今回の議案にある枠組みとは別の枠組みを問うものでした。また、大隅町や吾平町では、住民から直接請求された住民投票条例案を議会が否決しました。

また、今回の議案の合併は、これまでの合併もそうであったように、その枠組みが2転3転した合併でした。これは、今回の平成の大合併が、もともと、住民の側から必要とした合併ではなく、国と県とが「合併は避けて通れない」として、強引に推進してきたもとで始まったものであることの証でもあります。

そして、住民サービスについては、たとえば、肝付町で、保育料は18年度統一する、国保税は合併までに調整する、介護保険料は18年度に統一するというように、合併後の自治体での具体的な制度の内容の検討は先送りにされています。他の4市も同様であります。

本来なら、合併に向けて、十分に協議し、その内容を住民に知らせた上で、その意志を住民投票で確認し、合併を決めるべきではないでしょうか。3月末の現行合併特例法の適用をめざすあまりに、性急に進められている合併であります。

第2の理由は、これらの合併が、住民の利益に反するおそれがあるという点です。

ここで、始良中央地区合併協議会が昨年10月に作成した、財政シュミレーションを紹介いたします。

1市6町が合併した場合と、それぞれが単独でいった場合との普通建設事業費の比較がありますが、合併後10年間はほぼ現在の事業費が確保できますが、その後は、急激に減少し、現在の2分の1にも満たなくなります。また、合併後20年で、約326億9000万円の赤字となり、基金もマイナス40億円となることが明らかになりました。

知事は、県下の市町村に、「合併しなければ不利になる」と言って、国と一緒に自治体リストラの応援をされておりますが、合併すればその将来にどんな明るい未来が保障されるのでしょうか。合併後10年間は地方交付税の算定の特例を受けることができますが、やがて、合併した方が地方交付税が大幅に減っていくのは明らかです。もともと平成の大合併は、総務省が「画期的な行政改革手法」としてすすめてきたものであります。

今、合併が決まったまちでは、合併を前にして、様々な住民サービスの低下が進められています。隼人町では、住民税や固定資産税の納期が4期に、国保税は8期にするという条例改定が決まりました。これは、従来の集合税方式、10期納入方式という1回あたりの税負担が最も少ないという

優れた住民サービスを大きく後退させるものです。

また、財部町、末吉町、大隅町で現在全ての70歳以上のお年寄りに、年1回支給されている敬老祝い金制度が、合併を期に70歳、77歳、80歳、88歳、90歳、99歳以上という節目支給に替えられようとしているということで、反対の署名活動も始まりました。

以上のように、今回議案としてあがっている合併は、真の住民の意思の確認がなされておらず、また、住民にとって不利益となる可能性が非常に高いという問題点を指摘し、私の反対討論いたします。